

市民学コース 行政と市民生活」

富士見市の高齢者福祉政策と

人生 100 年時代の必須知識

～ 老いを迎え、どう生き、どう逝くか～
第5回 遺言と相続

大切な財産を円滑に相続させるため

どの様に準備するか」

日 時 11月4日(土) 10:00～12:00
会 場 鶴瀬公民館
講 師 杉田裕介氏 埼玉司法書士会
参加者 20名

46期行政と市民生活講座は、「富士見市の高齢者福祉政策と人生100年時代の必須知識、～老いを迎え、どう生き、どう逝くか～」をテーマに行われている。

第5回講座は、埼玉司法書士会、杉田裕介氏を講師に下記テーマで実施された



講 師 杉田裕介氏

遺言と相続

大切な財産を円滑に相続させるため

どの様に準備するか



報告 安藤隆一

講座の概要は

1. 築き上げた財産は、なにも準備しなければ法定相続となる。遺言による場合は、判断能力、遺言のできるこゝ、遺言の作成方法、遺留分と遺言等についての講義があった。
2. 遺言書を作成するのゝ、遺産分割協議をするのゝにも判断能力が必要、このための準備として成年後見制度がある
成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度がある。また成年後見人等になれない人もある
3. 成年後見制度には色んな制約がある。このための他の準備として、家族による信託
例えば・・・自宅信託等がある
4. 本日の講座のまとめとして

判断能力が低下してからでは、遺言書も書けず、任意後見契約や信託契約をする事
もできないので、原則、法定後見の申立てしか方法がなくなります。できれば、
今のうちから、よりよい老後のためにできることを考えましょう。



配布講座資料

「遺言と相続 大切な財産を円滑に相続させるため どの様に準備するか」

令和5年11月4日

埼玉司法書士会 杉田裕介

第1章 築き上げた財産。どのように残していく？

1 なにも準備しなければ法定相続

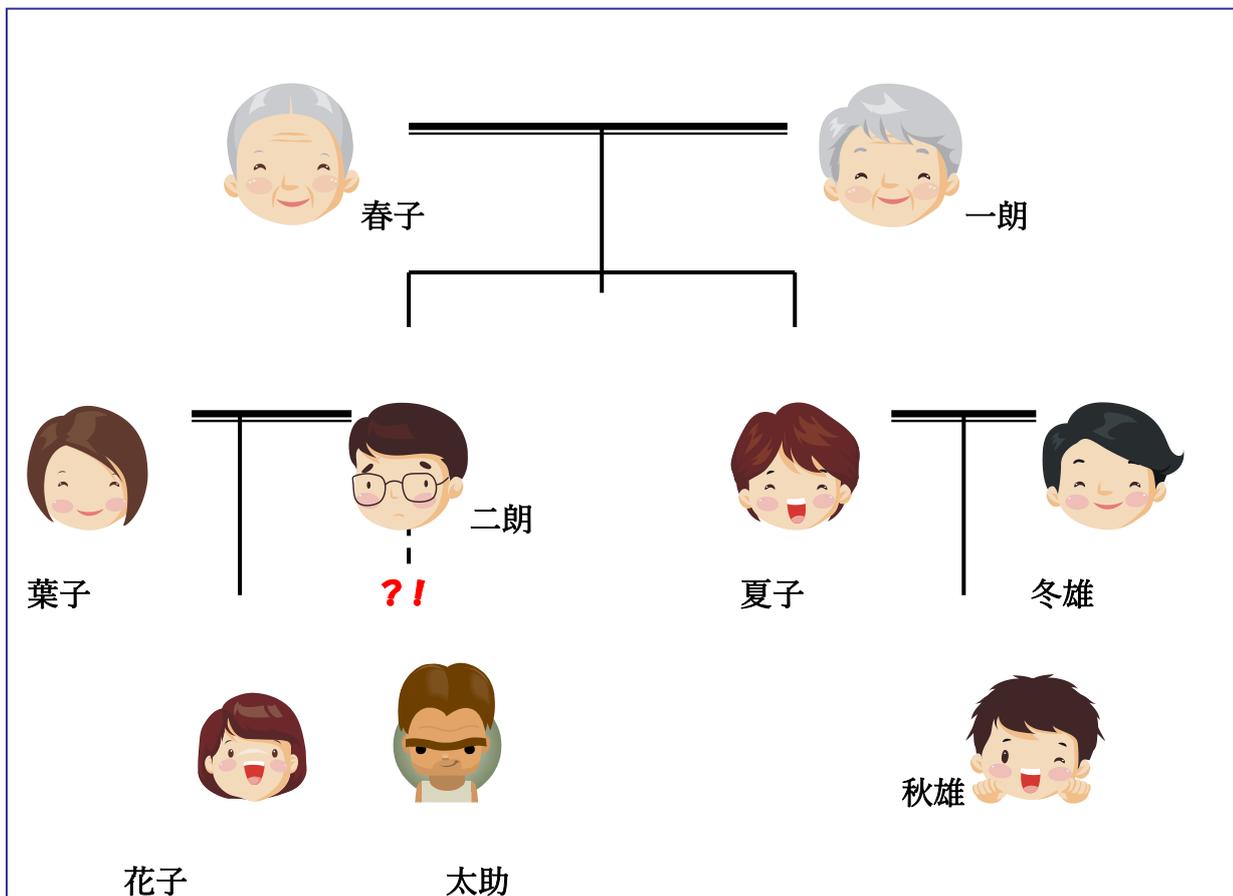
亡くなった人（又は死亡と認定された人）の“権利と義務”を受継ぐべき相続人の範囲、割合、順位が法律で決められています。

第1順位 子（嫡出子） 1/2 配偶者は 1/2
認知した子（非嫡出子）

（非嫡出子について、以前は、嫡出子の権利の半分しか有していませんでしたが、平成25年の民法改正により嫡出子と同等の権利を有するようになりました。）

第2順位 親（子供がない場合） 1/3 配偶者は 2/3

第3順位 兄弟姉妹（子供も親もない場合） 1/4 配偶者は 3/4



※遺産分割と成年後見人(相続人自身も高齢になっていることが多い。)

遺産について、遺言でその分配方法が決められていない場合には、法定相続人全員で遺産の分配方法を話し合います。これを遺産分割協議といいます。

相続人の中に判断能力の低下している人がいる場合、その人の不利にならないように成年後見人や、または、遺産分割協議を代理でできると決められている補助人や保佐人がご本人のために、遺産分割の話し合いに参加します。



※ ご本人と成年後見人等が同じ相続人の立場となったときは・・・

ご本人の財産確保のことを考えなければならない一方で、成年後見人等自身の利益も考えることとなるので、有効な遺産分割協議をすることができません。

この場合、後見監督人がついていれば、後見監督人がご本人に代わって遺産分割協議に参加することになります。

後見監督人がいない場合は、ご本人の代わりに遺産分割協議に参加し、ご本人の財産を確保する仕事をする「特別代理人」を家庭裁判所に決めてもらうよう申立てます。

2 遺言を残す場合。

(1) 遺言をする場合の判断能力

法律では、15歳になると遺言することができるとされています。

また、ご本人の最後の意思を尊重する意味で、遺言に必要な判断能力は、契約など取引行為の場合に必要な能力まで求められていません。

しかし、まれに遺言が裁判で無効とされる事件も起こっています。

早すぎるということはありません。ご自身が亡くなった後の家族へ伝えておきたいことをまとめましょう。



(2) 遺言のできること

遺言には、財産の分配や処分方法のほか、子供の認知、葬儀の方法や相続人への感謝の気持ちなどを記すことができます。

財産の分配は、法定相続分どおりにしなくても無効ではありません（“遺留分”について（5）をご参照ください）。

事業を継いでもらいたい親族や障害をもつ家族に多く財産を分配するという場合は、その理由も記しておくとい良いでしょう。

また、遺言で決めたとおりに、スムーズに処理をしてもらえるよう専門家に遺言執行者を依頼し、その旨を遺言に記しておくことをお勧めします。

(3) 遺言の作成方法

① 自筆証書遺言

遺言書全文（財産目録を除く）を自筆で作成する方法です。

* パソコンなどで内容を記録し、「署名」のみ
“自筆”ということは認められていません。

* 日付も自筆で記入します。

客観的に特定できることが必要で、「平成〇年〇月吉日」という書き方では無効となってしまいます。



* 署名・押印が必要です。

拇印や認印でもかまいませんが、偽造と見られないような工夫は必要でしょう。

* 訂正や一部変更の場合には、署名・押印が必要です。

訂正した場合は、訂正箇所を示し、変更した旨を付記して署名し、更に訂正箇所にも押印が必要です。訂正方法は複雑ですから、書き直したほうが良い場合もあるでしょう。

* 遺言書は家庭裁判所の検認が必要です。但し、法務局（遺言書保管所）に保管されている遺言書については検認が不要になります。

～自筆証書遺言の保管制度について～

【 令和2年7月10日制度開始 】

自筆証書の遺言書を法務局（遺言書保管所）に預けることができます。

保管の際は、遺言者本人が法務局（遺言書保管所）にいかねばなりません。

② 秘密証書遺言

遺言内容を秘密にしておき、遺言書の存在のみを公証役場で証明してもらう方法です。公証

人は、遺言内容を確認しないので、遺言としての要件が欠けてしまう可能性があります。

- * 遺言内容はパソコンを使用することができます。
- * 署名は自筆として、押印する必要があります。
- * 封入は、遺言書に押した印鑑と同じ印鑑で封印します。
- * 証人2名以上必要です。

③ 公正証書遺言

公証役場で2名以上の証人立会いのもと、公証人が作成します。

遺言書の原本は公証役場に保管されるため、紛失・偽造などの心配は無く、家庭裁判所の検認も不要ですが、費用がかかり、証人となる人には遺言内容を知られることになるので、専門家に相談し依頼するなど、慎重に選んだほうが良いです。

※ 公証役場への手数料について（日本公証人連合会HPより）

遺言により相続させ又は遺贈する財産の価額を目的価額として計算します。

遺言は、相続人・受遺者ごとに別個の法律行為になるため、各相続人・受遺者ごとに、相続させ又は遺贈する財産の価額により目的価額を計算し、それぞれの手数料を算定し、その合計額がその証書の手数料の額となります。

(目的の価額)	(手数料)
100万円以下	5,000円
100万円を超え200万円以下	7,000円
200万円を超え500万円以下	11,000円
500万円を超え1000万円以下	17,000円
1000万円を超え3000万円以下	23,000円
3000万円を超え5000万円以下	29,000円
5000万円を超え1億円以下	43,000円
1億円を超え3億円以下	43,000円に5000万円までごとに13,000円を加算
3億円を超え10億円以下	95,000円に5000万円までごとに11,000円を加算
10億円を超える場合	249,000円に5000万円までごとに8,000円を加算

例えば・・・

総額 1 億円



4,000 万
祭祀承継

⇒ 妻の手数料 43,000 円、長男の手数料 29,000 円、
合計 72,000 円となります。ただし、法令で遺言加算という特別の手数料を定めてあり、1 通の遺言公正証書における目的価額の合計額が 1 億円までの場合は、11,000 円を加算すると規定しているので、合計 83,000 円が手数料となります。
祭祀主宰者の指定は、相続とは別個の法律行為であり、かつ、目的価格が算定できないということで、別に 11,000 円の手数料となります。

(4) 遺留分と遺言

一定の相続人に最低限保証される遺産の割合を『遺留分』^{いりゅうぶん}と言います。ただし、遺言の内容が遺留分より少なかった場合でも、その遺言書が無効となるものではありません。遺留分に不足する遺産で良しとするかしないかは、その相続人の判断によります。
不足相当額を取返したい場合は、その相続人は、遺産を受け継いだ相続人などから直接取返す請求をしなければなりません。



第 1 順位	配偶者	1/4 と	子	1/4 を人数割
			子供のみ	1/2 を人数割
第 2 順位	配偶者	1/3 と	親	1/6 を人数割
	親のみ	1/3 を人数割		
第 3 順位	配偶者	1/2	兄弟姉妹	<u>遺留分なし</u>

第 2 章. 遺言書を作成するのも、遺産分割協議をするのにも判断能力が必要。

将来に備えてなにか準備ができないか？

1. 契約するには判断能力が必要

(1) そもそも法律行為とは・・・

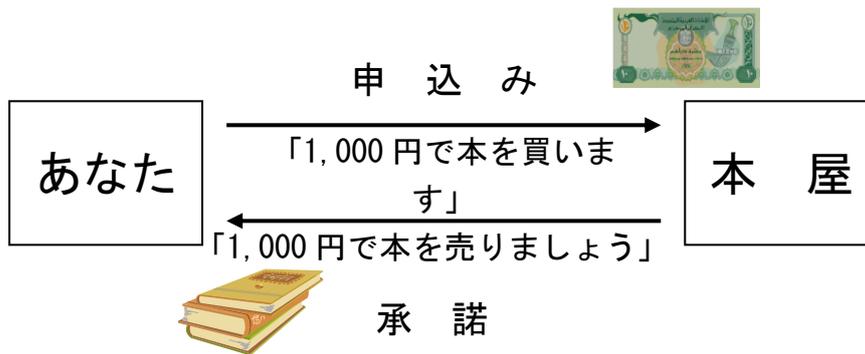
関係者が、希望する結果となるように意思を示す（意思表示）行為のうち、法律が認めているものを「法律行為」としています。

私達は、金額の大小にかかわらず、売買・賃貸借・遺言・会社設立など、日常あらゆる場面で法律行為に関わっているのです。



(2) 契約

「物を買う」・「家の修理を頼む」・「借金をする」などは、すべて「申込み」と「承諾」によって成立する契約です。そして、契約は法律行為です。口約束でもいいので、契約書が無くても契約は成立します。



⇒ 契約が成立した後は・・・？

まず、それぞれの約束を果たさなければなりません。

あなた：代金 1,000 円を支払う **本屋**：本を渡す

⇒ もしも片方が勝手に約束を破ったら、相手方は

- ① 契約の解約（キャンセル）ができる
- ② 解約による損害賠償の請求ができる

ただし、お互いに納得した上で、契約を解約することはできます。

⇒ 相手方の詐欺または強迫によって契約させられてしまった場合には、契約を取り消すことができます。



3) 判断能力とは・・・

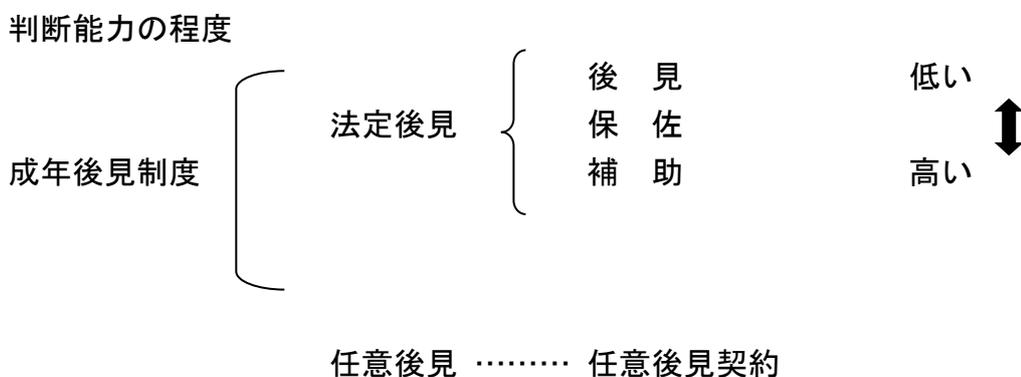
過去の知識や経験から、目の前の法律行為を理解し、決断する能力を判断能力と言います。判断能力が不足しているにもかかわらず、契約などの法律行為をしたことによって、ご本人の不利益になってしまう場合には、これを取り消すことができることとされています。判断能力が“ある”か、“不足している”かの基準は、形式的に法律で決められています。ただし、判断能力の問題以前に、正しく意思表示ができない状態だとすると、その法律行為は成立しないということになります。

2. 成年後見制度とは・・・

認知症高齢者の方、知的障害者の方や精神障害者の方など、判断能力が不十分な場合に、その方の判断能力の程度に応じて支援者を決め、ご本人を法律的に保護し、支援するための制度です。

例えば、預金の解約、介護施設入所など福祉サービス契約を結ぶ、親族の遺産について遺産分割協議をする、不動産を売るなど法律行為をする必要があっても、ご本人の判断能力が不十分であると、不利な結果になってしまう危険があるので、支援者がサポートするというものです。

※ 成年後見制度の類型



3. 法定後見制度

(1) 類型と支援内容



ご本人の判断能力の程度により、補助・保佐・後見の3つの類型に分かれ、医師の診断により家庭裁判所が決定します。

本来は、それぞれ必要な支援内容は個別に判定していくべきですが、これには限界があるために法律で3つに類型化されました。

		補 助	保 佐	後 見
支援者		補助人	保佐人	後見人
支 援 内 容	ご本人法律行為の取消	申立時に希望し、決まった範囲内での特定の法律行為について可能	民法第13条1項に規定された重要行為（※）について可能	日常家事に関する行為を除いた法律行為について可能
	代理	申立時に希望し、決まった範囲内での特定の法律行為のみ（高額な財産の売却・公共料金支払い・住居の修理・証書等の保管・年金の管理など）		財産に関するすべての法律行為

※ 民法第13条1項規定の重要な行為とは・・・

⇒ 金銭の貸し借り、預貯金の払戻し、不動産の購入、高額な財産の購入、訴訟、贈与、遺産分割、相続の承認・放棄など

4. 任意後見制度

将来、ご本人の判断能力が不十分となってしまった場合に備えて、あらかじめご本人の意思で支援者（「任意後見人」といいます）を決めておくという制度です。



頼んでおきたい財産管理や身上看護の内容を決め、ご本人と万一の場合に任意後見人として引受ける人との間で、公正証書で「任意後見契約」を結びます。

そして、判断能力が低下した場合、家庭裁判所が任意後見監督人を選任すると契約の効力が生じます。

5. 成年後見人等になれない人

支援者である成年後見人等になる人について、資格は必要ありませんが、次の場合に当てはまる人は成年後見人等にはなれないとされています。



裁判所などで決まった後にそのような状況になったときは、成年後見人等としての支援はできなくなります。

- ① 未成年者
- ② 家庭裁判所で、後見人や相続財産管理人等の代理人としての地位・保佐人・補助人を解任されたことがある人
- ③ 破産者
- ④ 本人に対し訴えを起こし、または過去に起こした人。その人の配偶者、直系血族（祖父

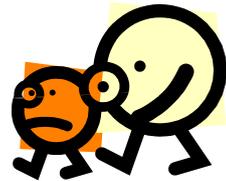
母・父母・子・孫など)

⑤ 行方不明の人

6. その他の支援

任意後見契約を結んでも、ご本人と依頼された任意後見受任者の面談など連絡の頻度によっては、判断能力が低下している状況を把握する時期が遅くなり、ご本人の財産が散失してしまうことなどを防ぐため、次のような契約で支援体制を万全にすることもあります。

これらの契約は、任意後見契約と異なり、監督人は選ばれませんので、依頼する財産管理内容や定期的に報告してもらうことなどきちんと決め、できれば司法書士など専門家に相談し、契約内容を確認してもらうなど慎重にしましょう。



(1) 見守り契約

面談・電話など定期的な連絡を取ることで、健康状態や生活状況の確認直接確認できるようにしようという契約です。

訪問販売など日常の契約手続きに関する相談もできるようにして、ご本人の財産を守ることも重要です。任意後見契約と同時に結ぶ場合も多いです。

(2) 任意代理契約

判断能力の低下や精神上的の障害は無くても、長期入院や身体上の障害等により、ご本人の財産管理ができない状況になった場合に管理を任せるという契約です。

(3) 死後事務委任契約

ご本人が亡くなった後の次のような事務的手続きなどについて、任せるという契約です。任意代理契約と同様に、監督人は選ばれませんので、契約内容は慎重に決めましょう。

- ・ 行政官庁等への諸届け事務
- ・ 葬儀、埋葬、もしくは永代供養に関する事務や費用の支払い
- ・ 医療費や施設利用料など、ご本人の支払わなければならない費用の支払い
- ・ 貸借建物の明渡し、敷金などの受領、家財道具の処分に関する事務
- ・ 親族関係者への連絡事務



第3章. 成年後見制度の他にも将来に備えて準備ができないか？

成年後見制度の制約

- ・ 相続税対策・資産活用はできない。
- ・ 十分な預貯金がある場合、不動産を売る許可が出ない可能性がある。
- ・ 成年後見人になる人を選ぶのは、家庭裁判所である。
- ・ 専門職後見人が選ばれれば、継続的に報酬が発生する
- ・ 家族が後見人になった場合でも家庭裁判所の監督下に置かれる。

※家庭裁判所を通さず、家族の財産を守る方法はないか？

家族による信託

1. ご自身(委託者)の財産を、
2. 信頼できる(受託者)に託し、
3. 利益を受ける人(受益者)のために、
4. 特定の目的に従って、管理・処分してもらう財産管理の手法

・ 例えば・・・

・ 自宅信託

- ・ 一軒家をお持ちの親御さんがいらっしゃいます。
- ・ 将来、介護施設に移り住む可能性があります。
- ・ しかし、何もせず親御さんが認知症になってしまうと・・・

↓

- ・ 認知症になって、判断能力がなくなると不動産の売却ができません。

- ・ 成年後見人の申立てをして、成年後見人が「居住用不動産処分許可の申立」をする必要があります。その許可は必ず下りるとは限りません。

- ・ 自宅信託契約をしておく と . . .



信託契約

親御さん(委託者・受益者)



お子さん(受託者)

自宅の管理権



受益権

- ・ 生活費などを給付



- ・ 自宅を使う権利



- ・ 親御さんが元気なうちに、お子さんに自宅不動産を信託します。
(自宅不動産には信託の登記が入ります。)
- ・ 自宅不動産は信託を理由としてお子さんに名義変更が行われますが、相続や贈与扱いになりません。
- ・ 信託した後も、親御さんは自宅不動産を使うことができます。
- ・ お子さんに管理・処分権限を与えることによって、親御さんが認知症になって自宅に戻ることがなった場合、成年後見の申立をしなくても、お子さんの権限で不動産を売却できます。
- ・ 不動産の売買代金は、親御さんのために使います。
- ・ 信託の契約書は、任意後見契約と異なり、必ずしも公正証書にする必要はありません(例

外として委託者と受託者が同一の場合は必ず公正証書にする)が、後々の紛争をさける為、また、金融機関との連携のためにも公正証書にしておく事が非常に好ましいです。

参考 家族信託を扱う主な金融機関 (信託口座が作れる金融機関)

- ・三井住友信託銀行
- ・東和銀行
- ・栃木銀行
- ・オリックス銀行 等

※本日のまとめ

・判断能力が低下してからでは、遺言書も書けず、任意後見契約や信託契約をすることもできないので、原則、法定後見の申立てしか方法がなくなります。できれば、今のうちから、よりよい老後のためにできることを考えましょう。

報告 安藤隆一